

青森県公共施設予約システム導入業務企画提案募集
実施要領

1 企画提案を募集する業務

青森県公共施設予約システム導入業務

2 趣旨・目的

青森県内の公共施設等において、誰もがいつでもどこでも、施設の申込みから施設利用料等の決済までの手続きを一体的にオンライン上で行えるシステムを構築することで、利用者の利便性の向上を図るとともに、施設管理者の業務負担の軽減や施設の稼働率の向上を目指す。

なお、本業務はスケールメリットの発揮による経費縮減を図るため、県内市町村との共同利用を前提とするものである。

3 実施業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

- （１）青森県公共施設予約システム（以下「本システム」という。）の構築作業（オンライン決済サービス機能を含む。）
- （２）本システムの提供
- （３）本システムの運用・保守
- （４）システム導入に係るプロジェクト管理
- （５）職員向けのシステム導入研修の実施
- （６）その他サービス稼働に必要な業務

4 委託経費上限額等

- （１）当県との委託経費上限額

8, 163, 100円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

※実際の契約額は、事業者の決定後に企画書の内容に基づき見積合わせを行った上で決定する。

- （２）対象施設数及び室場数

10施設 215室場

5 共同利用参加市町村

本業務に共同利用参加市町村として参加する市町村については、別紙「共同利用参加市町村一覧」のとおりとする。

6 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

7 企画提案応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと

- (2) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていない者であること
- (3) 国税・都道府県税・市区町村民税の滞納がないこと
- (4) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと
- (6) 特定非営利活動法人（NPO法人）については、特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告書等を提出していること
- (7) 本業務に関連して提供される成果物または役務が、第三者の権利を侵害していないこと

8 応募方法

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案提出書（様式2）
- ウ 企画提案書（任意様式）

(ア) 記載事項

別紙仕様書及び別添「青森県公共施設予約システム導入業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」を確認の上、記載すること。なお、企画提案書には、機能要件一覧に記載の内容のほか、次の項目に関する提案を含めること。

【実施体制】

- ・システム構築時の体制のほか、システム稼働後の運用・保守における体制、また、障害発生時の対応について記載すること
- ・地方公共団体への導入実績があれば記載すること。また、共同利用の実績についても記載すること。
- ・本業務に必要な全ての作業項目について、作業開始からサービス開始日までのスケジュール（案）を作業工程等がわかるよう示すこと。

【セキュリティ対策】

- ・秘匿性（アクセス権限の付与等）、完全性（情報の改竄の防止等）、可用性（情報の消失防止策等）の観点からセキュリティ対策について具体的な提案をすること。

【機能要件】

- ・利用者及び施設管理者の操作性や利便性の向上に資する機能やUIデザインについて記載すること。
- ・オンライン決済サービスについて、利用者が施設利用料の決済を同システム上で行うことができる機能の実装を前提として、要件や経費を明記すること。また、利用者が利用可能な決済手段をすべて記載すること。
- ・契約期間中に利用可能な有償オプションがある場合は要件を記載すること

【利用環境】

- ・住民側及び職員側それぞれの利用環境について記載すること。

【職員向け操作研修】

- ・現地（対面）2回、web 1 回の開催を前提に、研修内容を提案すること。

【データ移行の対応】

- ・施設が現在管理している利用者情報及び稼働開始予定日以降の予約データの移行を行う場合の要件等を記載すること。なお、施設職員側で所定の CSV ファイル等を作成し、本システムに取り込む方法を前提とすること。

【共同利用】

- ・来年度以降本システムへの参加市町村が増える場合に必要な初期構築間、参加市町村毎に発生する経費等を記載すること。
- ・参加市町村毎に契約を締結することを前提とすること。
- ・共同利用による運用面や価格面でのメリットを記載すること。

【その他提案】

- ・利用者や施設管理者の利便性の向上に資する機能やサービスがあれば提案すること

(イ) 体裁

- ・様式は任意とするが、サイズは日本産業規格 A 4 横サイズとすること。
- ・ページ数に上限は設けないが、企画提案競技におけるプレゼンテーションの説明時間（30 分間）内に説明できること。
- ・右下にページ番号を記載すること。

エ 機能要件確認書

システムに関する機能要件は、「（仕様書別紙）機能要件一覧」のとおりとする。それぞれの項目について、「対応」欄に仕様書及び機能要件一覧に記載する基準を参考のうえ、○、×で記載すること。「対応」は本システム本稼働時点での状況を記載すること。

対応済みの場合で、条件や特記事項がある場合は備考欄に記載すること。

なお、実現できない機能があることで本件調達への参加を妨げるものではないが、評価の対象となるので留意すること。

オ 全体スケジュール

カ 見積書（任意様式）

上記 4 「当県との委託経費上限額」に示す金額以内（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載）で見積もり、以下の経費区分ごとの積算内訳（単価、数量）が分かるように作成すること。

また、共同利用参加市町村の委託経費についても同様の条件で参考見積書を作成すること。

(ア) 初期構築費用

- ・当県及び参加団体による共同利用を前提として初期構築費用を見積もること。
- ・研修は当県及び参加団体合同で実施することを前提として、必要な経費（会場使用料及び移動旅費含む。）を委託経費に含めること。

(イ) 利用料

- ・本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。
- ・ただし、利用料金の支払いについては、本格稼働開始日（令和 9 年 3 月 24 日予定）から開始するものとする。

(ウ) その他

- ・本契約期間終了後、システムを継続して提供するために令和9年4月1日から令和12年3月31日まで運用・保守契約を締結する場合の契約条件及び3年分の経費（各年度ごとの内訳含む。）について提案書に記載すること。

キ 事業者・団体の概要が分かるもの

会社案内・パンフレット等、事業者・団体の概要や事業実績が分かる資料

(2) 提出期限

参加表明書 令和8年9月 4日（金）17時必着

企画提案提出書等 令和8年9月11日（金）17時必着

(3) 提出方法

上記8（1）に示す提出書類を、青森県総合政策部DX推進課暮らし・行政DXグループあて電子メールにより提出すること。なお、電子メール1通当たりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。

(4) 留意事項

- ア 企画提案は1者につき1提案とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- エ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- オ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
- カ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・A4判）を提出すること。

9 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和8年8月31日（月）17時必着

(2) 質問方法

質問書（様式3）に記入の上、下記「14 問い合わせ先・応募窓口」に対し電子メールにより提出すること。なお、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

回答は、令和8年9月2日（水）までに質問書を提出した者あてに回答するほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

10 事業実施候補者の選定

(1) 審査

ア 企画提案された内容について、対面による審査を実施する。詳細については

令和8年9月7日（月）以降に参加表明書提出者あてに電子メールにより通知する。

イ プレゼンテーションにおける1社当たりの説明時間は30分、審査員による質問時間は15分（計45分）とし、本委託業務の業務責任者など、本業務に従事する者がプレゼンテーション及び質問に対応するものとする。

ウ プレゼンテーションの中でシステムのデモンストレーションを15分以内で行うこと。デモンストレーションには以下の機能の操作説明を含めること。

- ・利用者の属性、利用目的に応じた使用料の減免への対応
- ・利用者の属性、利用目的に応じた優先予約への対応

エ 審査は、県職員及び共同利用参加市町村の職員で構成する審査員が、審査基準に基づき実施する。

オ 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とし、次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。

カ 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、審査員の多数決により順位を決定する。

キ 総合評価点が5割に達しない場合は、候補者として選定しない。

（2）審査基準

別添「青森県公共施設予約システム導入業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」のとおりとする。

11 審査結果の通知と委託契約の締結

（1）審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して電子メール（審査結果通知文を添付）により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

（2）委託契約の締結及び権利の帰属

ア 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とする。当県及び共同利用参加市町村は、当該受注候補者と企画提案書を参考に業務内容、見積金額その他契約条件について個別に協議を行い、協議が調った場合に限り、それぞれ随意契約による委託契約を締結する。

イ 業務内容及び契約金額については、最優秀提案者の企画提案内容をそのまま適用することを保証するものではなく、当県又は共同利用参加市町村の仕様や予算等の条件に基づき、それぞれ個別に協議の上、最終決定する。

ウ 上記アの協議において、提案内容の変更、仕様調整、提示金額等の条件について協議が成立しなかった場合、または妥当な契約条件が合意に至らなかった場合は、当県又は共同利用参加市町村はそれぞれ個別に契約を締結しないことができる。この場合、必要に応じて優秀提案者（次順位者）と順次協議を行うことができる。

エ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結する。

オ 本委託業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から当県及び共同利用参加市町村に移転するとともに、委託事業の成果等は当県及び共同利用参加市町村に帰属し、当県及び共同利用参加市町村が業務において使用する場合において、受注者の許諾なく自由に使用できるものとする。

12 全体スケジュール（予定）

令和8年8月24日（月）：公告
令和8年8月31日（月）：質問受付期限（17時必着）
令和8年9月2日（水）まで：質問回答
令和8年9月4日（金）：参加表明書提出期限（17時必着）
令和8年9月11日（金）：企画提案提出書等提出期限（17時必着）
令和8年9月16日（水）：企画提案競技審査（プレゼンテーション）
令和8年9月17日（木）以降：実施結果の通知
令和8年9月下旬頃：契約締結

13 その他留意事項

- （1）応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書は返却しないものとする。
- （3）本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- （4）事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。
- （5）本委託業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の調整及び処理は、受注者が行うこと。
- （6）受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守すること。
- （7）受注候補者選定後であっても、当県又は共同利用参加市町村との個別協議において業務条件・契約金額等の合意に至らない場合、当県又は共同利用参加市町村は契約締結を行わない場合がある。なお、協議不成立により契約締結に至らなかった場合であっても、応募者及び受注候補者に生じた一切の損害、費用等について、県及び共同利用参加市町村はその責任を負わない。
- （8）その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協議して決定するものとする。

14 問い合わせ先・応募窓口

青森県 総合政策部DX推進課 暮らし・行政DXグループ 小野
所在地 〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号
電話 017-734-9163
E-mail dxsuishin@pref.aomori.lg.jp